

令和2年2月27日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局

## 滋賀県内の「社会保険加入促進宣言企業」を募集 ～2/27から随時募集 詳細は近畿地方整備局ホームページで～

滋賀県内の「社会保険加入促進宣言企業」を2月27日から募集致しますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

令和2年2月18日（火）に、「滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、別紙のとおり「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。

### 1. 概要：

○対象者は「滋賀県内に拠点を置く建設業者」、「滋賀県内での施工実績を有する建設業者」

※法人、個人、建設業関係団体への加盟、非加盟は問いません。

○2月27日から随時募集。募集の詳細については下記の近畿地方整備局ホームページ参照

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/hokenmikanyutaisaku.html>

○お申し込みいただいた企業等を「社会保険加入促進宣言企業」として、近畿地方整備局ホームページ上で公表

○宣言企業にはステッカー・ポスターを配布し、その取組を対外的にPRできるよう支援を行います。

### 2. 申込：

○別紙「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載の上、FAXにて申込。

※受付は随時、申込先は近畿地方整備局です。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課 課長 たかぎ 高城 たつや 辰哉（内線6141）

課長補佐 やまさき 山崎 ひろふみ 博文（内線6144）

電話 06-6942-1141（代）  
06-6942-1059（夜間直通）

# 社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準

## 元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

## 下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

令和 年 月 日

会社名	
代表者	
所在地	

<送付先・問い合わせ先>

滋賀県建設業社会保険加入推進地域会議 (近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課)

FAX 06-6942-3913 / TEL 06-6942-1141【代表】

## 滋賀県 建設業社会保険加入推進地域会議

### 目的

建設業における技能労働者の処遇の向上及び公平な競争環境の構築を目的に、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、平成24年度の取組開始から5年以上が経過し、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の徹底を図るとともに、より地域に根ざした形で、地域において活躍する建設企業に理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的として、本会議を開催するものです。

### 主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

- ①社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の発表
- ②社会保険の加入に向けて企業が守るべき『行動基準』の採択

を行います。

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

※『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、近畿地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

### 参加対象者

- 滋賀県に拠点を置く建設業者
- 滋賀県内での施工実績を有する建設業者

※法人・個人は問いません。  
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

### 主催者

滋賀県

滋賀県建設産業  
団体連合会

近畿建専連

日建連  
関西支部近畿  
地方整備局